

令和３年５月２８日（金） 場所 委員会室

○出席議員

議長	青木 健	日本共産党	高原 幸雄
副議長	藤田 貴裕	公明党	小口 俊明
自由民主党	遠藤 直弘	新しい議会	藤江 竜三
社民・ネット・緑と風	重松 朋宏		



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲



○協議事項

◎議長挨拶

議題１．議員の住所の取扱いについて

２．令和３年第２回定例会の議事運営について

◎議長挨拶

○【青木健議長】 それでは、定刻でございますので、これより会派代表者会議を開会させていただきます。各代表の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、再度御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速議題に移らせていただきたいと思います。



議題1. 議員の住所の取扱いについて

○【青木健議長】 まず初めに、議員の住所の取扱いについてであります。これは公明党、小口議員のほうから持ち帰りたいということで言われましたので、その結果について御報告いただきます。小口議員。

○【小口俊明議員】 ありがとうございます。前回、議員の住所の取扱いについてということで、会派に持ち帰りたいという発言をさせていただきました。この間、会派で協議を致しまして、確認を致しましたところ、結論的には、議員の住所を公表するについては、例えば議会事務局ですとか、そういったいわゆる現住所でないところ、また、現の連絡先でないところを記載することを選べる形を取ってはどうかというお話に賛同して、そのようにしていきたい。

また、さらに申し上げますと、これはいわゆる我々議員、公人ということの中では、深く考えてみますと、市民から見て連絡が取れる住所、連絡先ということが必要であって、その条件が整う限り、これはその表記で妥当性があるだろうと考えますので、皆さんの御意見と同様にこの案に賛同していきたい、このように考えます。

○【青木健議長】 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、この取扱いについて、住所について、それから電話について、市民が連絡を取れるものであるということで、例えば他市の例を見ますと、住所は役所の住所になっておりまして、電話については役所の電話という方もいらっしゃいますし、それから個人事務所をお持ちの方については、お住まい以外で個人事務所を公表しているという方もいらっしゃいますので、そこについては、各議員の判断に委ねるということで、現住所、住まいの住所を公表する・しないということについては、その議員の判断ということでよろしいでしょうか。藤江議員。

○【藤江竜三議員】 電話番号について確認したいんですけど、私は、電話番号は市役所の番号というのはよろしくないのかなと思っております。事務局の番号というのは。そうなりますと、議会事務局の職員に電話番をさせてしまうということになりますと、議員がある意味で市役所の業務外のことをさせてしまうというのはふさわしくないと考えております。しかも、電話であれば、980円ぐらいで携帯会社と契約することによって専用の回線を設けることが可能ですし、そういったことから電話番号は連絡が取れる自分のものを用意したほうがよいのではないかと考えています。

○【青木健議長】 という御意見でございますが、いかがでしょうか。どうですか。重松議員。

○【重松朋宏議員】 現在でも市役所に誰々議員につないでくださいと来ていますよね。そういう場合はその場で取り次いでいただいたり、いなかった場合は、誰々さんから電話がありましたということをしていると思うので、逆にその範囲内で大丈夫なんじゃないかなと。その件はうちの会派でも少し話ししまして、控室を連絡先にしても、そこまで頻繁に連絡の取次ぎがあるというのはないんじゃない

ないかということで、控室の内線電話番号を含めた事務局の番号でよいのではないかというような会派内の意見がありました。

○【青木健議長】 藤江議員、どうですか。

○【藤江竜三議員】 私は、そこは一線を引くべきだなと考えていて、やはり個人に基本的にかかってくるものを、取次ぎをお任せするというのは、私はふさわしくないのかなと考えております。

○【遠藤直弘議員】 ちょっと事務局に聞きたいんですけども、他市で電話番号の表記の廃止とあってあるんですか。例えばメールアドレスのみとか。

○【内藤議会事務局長】 26市全て調べているわけではございませんが、私の知っている限りでは、記載がないということはありません。市役所の代表番号、控室の内線番号、また、市役所の住所というものは何かしらが記載されているという認識でございます。

○【遠藤直弘議員】 それは代表番号があって、内線番号が入っている形になる。

○【内藤議会事務局長】 私の調べさせていただいた範囲では、代表番号にいわゆる控室の内線番号が入っているという形でございます。

○【遠藤直弘議員】 ということは、国立市の場合も代表番号ということで、内線番号を入れるという形にすれば、議会事務局は取り次がないという形も取れるのかなと今感じましたが。

○【内藤議会事務局長】 国立市議会の場合ですと、現在でもそうなんです、直接控室のほうにおつながりするという形を取っておりませんで、議会事務局を通して控室のほうにお回しをしているという状況でございます。

○【遠藤直弘議員】 それは、例えば控室に直接回すというのは技術的にはできるんですか。

○【内藤議会事務局長】 庁舎管理の総務のほうと相談をさせていただきますけれども、技術的には可能ではないかと思っております。

○【青木健議長】 内線が振られているから。ただ、今は交換のほうで議会事務局に一旦回して、そこからという形です。申し上げさせていただきますが、例えば電話を役所の電話として出された場合、これができるのは日中の平日9時から5時、土日・祝日はつながりませんという弊害が起こってまいりますので、役所の番号にするということは、出された方がその不利益も背負うということですので、私は個人の判断にお任せしたいと思っておりますけれども、どうですかね。藤江議員。

○【藤江竜三議員】 私はやるべきではないと思います。

○【遠藤直弘議員】 私は、先ほど事務局の話ということが付け加わりましたけれども、それも議員のイメージとか、そういったことにありますので、責任において直接回すという形にして丁とすれば、藤江議員のおっしゃることも分かる話ではありますので、そのような形にすると。ただ、御自身の判断で、携帯電話をプライベート用と業務用と完璧に分けて、業務時間、例えば深夜には電話を切るなどができるような形で、例えばそのような心配がある方はされたほうが良いというような説明をしながら、それも丁とすればいいのかと思っております。

○【青木健議長】 いかがですか。

○【小口俊明議員】 ちょっと実務的なところで確認しますが、仮に今、遠藤議員がおっしゃったように、市役所の代表番号プラス内線を表記したときに、その番号が国立市役所であり、控室の内線番号だということが、その番号の前後に併せて表記されるものですか。そうでないと、見た市民が、直接議員に電話しているような気になる状況は避けなければいけないと思うんです。市役所に電話しているということを認識していただいた上でダイヤルしていただかないと、市民に迷惑をかけちゃう

と思うんです、その辺の取り違えが起こると。その辺の表記というのはされるのでしょうか、もしする場合。

○【青木健議長】 分かりますか。局長。

○【内藤議会事務局長】 まだ私のほうも決まったわけではございませんので、こういった表記をするかというところまでは確定していないところでございますが、もしそういった形をするということであれば、小口議員さんがおっしゃるように、何かしら市役所の控室ということが市民の方に分かるような記載の仕方は必要であろうと考えております。

○【小口俊明議員】 多分、そういう表記になれば、かけてくる市民の方も電話の取次ぎの状況を認識された上で電話をかけてくると思いますので、これは事務局のほうは、若干その対応は増えるかもしれないけれども、やはり議員の前回指摘のあったハラスメント防止という角度で考えると、今の時代、必要なことではないのかなと考えます。

○【藤江竜三議員】 ハラスメント防止という観点で考えれば、住所を公開してしまうと押しかけられるということがあるんですけど、電話であれば、現在、先ほども言ったように980円で別回線を用意して、極端に言えば、非通知は絶対出ないようにする。9時から5時しか出ないというような設定にするということも可能ですし、ハラスメントを直接受けるということはかなり考えにくいですし、それにハラスメントを受ける危険があるということであれば、電話対応する職員さんも何かしら議員に持ち込まれるような、ある意味で苦勞するような事案というものは想定されますし、そういったことを、やはり議会と職員というのは明確に分けるべきかな。分けられるところは分けるべきかと思いますので、私は電話については、自分のを直接公開したくないんだったら携帯なりを、政務活動費も使える、明確に分けるのであれば使える範囲だと思いますので、そういったところを契約していただいて、番号を1つ持っていただくというのが筋だと考えております。

○【青木健議長】 御意見が出尽くしたようでありますけれども、実は藤江議員、私も経験したことなんですけど、様々な案件の中において対立等があったときに、夜中まで家に電話がずっと無言電話がかかってきたという経験もしているんです。これはなぜかという、電話番号を公表していたから。もちろん公人であるので、公表するというのが当たり前だという認識の下に私おりましたので、それによって電話を変えとか、公表しないでくれというようなことの対応はしなかったわけなんですけど、ただ、そういうこともありました。これについては今後も考えられることでもありますし、携帯というのは個人のものでありますので、それを自宅、携帯というのは、今の時代で様々なハラスメント等を考えたときに、公表する・しないは、その議員の判断に私は委ねていいのではないかと。

ただし、今、藤江議員がおっしゃったようなことも懸念されるでしょうから、それについては、もう1回線持っていただけますかということについては、事務局からお話をさせていただく、または議長からお話をさせていただくということもやぶさかではありませんが、その上で個々の議員の判断に委ねさせていただくということでいかがでしょうか。

役所に電話がかかっているのは私もあります。ただ、それは私の携帯を知らない方、お付き合いがほとんどない方です。ふだん付き合っている方たちから、皆さん、携帯の番号は十分御存じのはずですので、親しい方であったり、いろいろな連絡を取り合っている方であれば、そういうことはないと思いますので、我々の個人の電話を知らないという方については役所にかかってきて、こういう電話がありましたというメモを見たことがありますけど、多分その程度だろうと、これを変えても思うんですけど、いかがですかね。

○【藤江竜三議員】 大きな問題があったときにこそ、いろいろ電話がかかってくると思うんですね。そういったときに、そういった電話を僕は職員さんにある意味でお任せ、多少なりともさせてしまうというのはちょっと筋違いかなと考えておりますので、市役所の事務局をかませる形というのはちょっと賛同できないと考えています。

○【青木健議長】 ですから、そこについては、事務局、あるいは私のほうから、そのときの議長から、もう1回線持っていただけることはできないかということをお話しさせていただいた上で、個々の議員の判断に委ねるということの提案をさせていただいたわけですけど。

○【藤江竜三議員】 できる限りお願いをする中でやっていくということならば了承したいと思います。

○【青木健議長】 ということで御理解いただきたいと思います。その無言電話についてですけど、夜、夜中までありまして、実は私も当時、家族に多大な迷惑をかけたという経験もしておりますので、私の場合は、夜11時とか12時になったらモジュラーから抜いてしまっって音を出なくしてしまったんですけど。ただ、そうすると必要な電話が仮に夜中来たとしても、その時間帯は通話できなかったなというようなことも経験してきておりますので、そういう負担を我々は身内にかけるということについても理解をした上で、これらのことについては対応してまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

それでは、議員の住所の取扱い、並びに電話番号については、一応住所については役所または個人の持たれている事務所等でも、現にお住まいの住所以外でもいいということでよろしいですね。なおかつ、電話番号につきましては、役所の電話をまず登録するというのではなくて、もう1回線専用のものをお持ちいただけないですかというお話をさせていただいた上で、それはどういうふうにされるかは個々の議員の判断に委ねるということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、そのように扱わせていただきたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いします。



議題2. 令和3年第2回定例会の議事運営について

○【青木健議長】 それでは、議題2. 令和3年第2回定例会の議事運営について、これは重松議員のほうで持ち帰りということでございますので、その結果について、まず御公表願いたいと思います。重松議員。

○【重松朋宏議員】 私どもの会派の持ち帰りしたいという意見を受け入れていただきまして、ありがとうございます。また、議長のほうから1人会派の方も含めて調整を頂きまして、ありがとうございます。

我が会派として、持ち帰って検討した結果、参考資料として配付させていただきました。3点、意見がまとまりました。うち2つは、本会議の初日即決議案と常任委員会の事前通告は弊害が大きいのではないかと。人数を絞るというのであれば、執行部に一任した上で事後調整をすればいいのではないかという意見が1つ、2つです。

めぐりまして、3点目が常任委員会の報告事項が文書報告を前提として記述されておりましたので、別日、休会日ですとか、閉会中の別日の開催も含めて、各常任委員会に一任するというところでどうだろうかという、この3点の意見がまとまりました。

その後、議長ともお話しし、調整いただきまして、一定の合意にも達しておりますけれども、会派

としては、この3点、持ち帰った結果でございます。

○【青木健議長】 ありがとうございます。この間いろいろ調整していただきまして、ありがとうございます。私のほうからは、1点目につきましては、従前のおり、事前通告ということに関してさせていただきたいということにつきましては、やはり三密以外プラスもう1つ、時間の密ということも考えまして、できるだけ短縮できるものについては、短縮した議会運営を図ってまいりたいという観点から、従前のおりにさせて——従前というか、ここでのコロナ対応のおりにさせていただきたいということをお願いさせていただきたいと思います。

あわせて、2点目の委員会質疑につきましても、従前のコロナ対応のおりにさせていただきたいと思います。ただし、この事前通告ということに関しましては、おっしゃられるように、御指摘を頂きましたけれども、確かに議会として、当局との間の緊張感が失われているのではないかということについては、私も同じように考えるものでございます。ですから、第2回定例会に向けて、これを協議するということについては、物理的な時間がないということもございますので、その点については御容赦いただきたいと思いますが、第2回定例会終了後、直ちにこのことについて協議をする場を設けさせていただき、第3回定例会に向けて、皆さんと共によりよい議会運営ができますように取り計らいをさせていただきたいと思います。

なお、3点目の常任委員会の報告事項ですが、これにつきましては、委員長を中心とした各委員会に私はお任せしたいと思います。例えば、陳情、議案等にかなり時間を要して、夜遅くになってから報告事項に入るということになると、今までの経験上からも、報告事項だからいいかと言って質疑なしなんていうことでやったこともございます。それでは、当局、そしてまた、議会、両方の仕事を果たせないということもあろうかと思っておりますので、もし何でしたら、日を改めて受けるということについても私はやぶさかではないですし、その場で受ける、受けないということについても、原則としては文書報告ということを申し上げさせていただいておりますので、文書報告で受けるということでございますが、しかし、これについては、きちんと説明を受けて質疑をしたいということが各委員会にございましたら、それは委員長を中心に申し出ていただきまして、後日等、その場を設けても構わないと私は判断させていただきますが、いかがでしょうか。

○【小口俊明議員】 今の別日のところですが、課題として捉えておりまして、これは議運で確認する議会の会期中の日程の中での常任委員会の日程は1日と定まっている中で、別日というものをどのように考えるのかということは整理しないと、なかなか、これまでのルールから外れていく可能性も出てくるのかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

○【青木健議長】 そのことについて答弁申し上げます。議案、陳情・請願につきましては、これは本会議における付託案件になりますので、決められた委員会の日に審査をしなければならないということが自治法上決まっておりますが、報告事項につきましては、それ以外でございますので、取扱いとしては議案と同等にはならないと判断しております。

○【小口俊明議員】 ということは、議案を取り扱う委員会の中で報告してもよいし、委員会外で報告してもよいと、そういう捉え方になりますでしょうか。そうすると、報告を受ける別日は委員会ではなくて、委員会懇談会みたいな扱いになるという認識になりますでしょうか。

○【青木健議長】 そのとおりでございます。報告事項というのは、委員会の審査が終了した後でございますので、今までも懇談会と同じ扱いだったと私自身は認識しております。ですから、別日になっても、それと同等の扱いということであろうと認識しております。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第2回定例会が終了しましたら、また、これは議会開会中に皆さんと御相談させていただいて、日程の調整等をさせていただきたいと思いますが、直ちにこれらについて協議をする場を設けさせていただくということで御理解を賜りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。



○【青木健議長】 それでは、これをもちまして、会派代表者会議を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後3時25分閉会